

長野県地方精神保健福祉審議会運営要領

昭和40年10月18日
昭和63年7月1日一部改正
平成7年7月10日一部改正
平成11年7月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、長野県地方精神保健福祉審議会条例の定められているもののほか、長野県地方精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員の権限)

第3 臨時委員は、審議会の会議に出席して意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

(部会)

第4 審議会は、必要があると認めるときは、精神保健福祉の特定分野に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。部会長は、部会の会務を常理する。

4 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。部会長は、部会を召集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

5 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。